

保健だより

令和5年5月2日
杉並区立桃井第一小学校
保健室

健康診断が続いています

健康診断に際して、新年度当初の間診票等にご協力いただき、ありがとうございました。まだまだ5月も健康診断が続きます。受診が必要な場合にはお知らせを出しますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

新学期から1か月が過ぎ、子供たちの疲れも出始める頃だと思います。しっかりと休養をとって、体調を崩さないようにしてほしいと思います。

<保健室の新しい先生の紹介>

学級数が増えたため、4月24日から養護教諭が2人となりました。

大田区立都南小学校から来ました。養護教諭の赤木菜摘です。芹澤先生と一緒に、桃一小の子どもたちが笑顔で楽しく安心して学校生活を送れるよう努めてまいります。よろしくお願いいたします。



～4月の健康診断より～

昨年度までは、感染症予防対策として、体調不良の児童との接触を避け、広い空間で実施するため、家庭科室を使用して行っていました。今年度から主に保健室での実施と変更いたしました。

そのため、現在はいつもと違うレイアウトの保健室になっています。



5月 保健目標 自分のからだについて知ろう

5月も、眼科検診や耳鼻科検診など、まだまだ健康診断が続きますが、すでに終わった健康診断については、その結果をもとに、自分の体やふだんの生活習慣を見つめなおしてみましよう。健康診断で、何か異常が見つかった人は、早めに病院へ行きましよう。

日	曜日	検査項目	対象
1	月	聴力検査	3・5年
2	火	聴力検査	1年
10	水	尿検査1次検査提出	全学年
11	木	耳鼻科検診	1・2・3年
12	金	内科検診	4年
15	月	心電図検査	1年・他学年該当児童
16	火	内科検診	1年
17	水	歯科検診	5・6年
18	木	眼科検診	全学年
19	金	内科検診	2年
22	月	内科検診	3年
23	火	内科検診・脊柱側弯検診	5年
24	水	歯科検診	3・4年
25	木	尿検査2次検査提出	該当児童
26	金	内科検診	6年

<学校医による健診時のお願い>

学校医の先生方に行っていただく健診では、飛沫が飛ぶ可能性がある口腔内の診察等を行います。そのため、保健室内では、マスクを着用するように、区から勧められています。学校医による健診時には、マスクを着用、または、忘れずに持参するようにご協力をよろしくお願いいたします。

検診後、検査や受診を必要とするお子さんには、「結果のお知らせ」を発行いたします。学校では病気の疑いのある人にお知らせをしていますので、病院では「心配なし」と診断されることもあります。しかし、定期受診の目安として、**受診が必要と診断された場合は、必ず受診して、お知らせを学校にご提出ください。**視力検査は、裸眼視力で1.0、矯正視力で0.7が見えなかった場合にお知らせを出しています。歯科は全員にお知らせを発行しています。なお、お知らせ内容について、すでに通院中の場合で、定期通院が先のようにあれば、学校にその旨ご連絡ください。

来月から、水泳指導を実施する予定になっております。そのため、**特に、内科・耳鼻科・眼科で受診が必要と診断された場合には、必ず水泳開始(6/19)前までに専門医の診察・治療を受け、治療報告書を学校にご提出ください。**

子供たちの成長の様子や健康診断の結果を記入した「健康の記録」は、1学期の健康診断が終了次第、ご家庭に配布いたします。

学校感染症について

前回の保健だよりでもお知らせいたしましたが、学校保健安全法に基づき、児童が学校感染症にかかった場合、治癒後に登校するにあたり「登校許可意見書」の提出をお願いしています。インフルエンザの場合は、登校できるようになったら、保護者の方が必要事項を記入した「登校届」を提出していただきます。これは、病気にかかった児童の治癒の確認とともに、他の児童への感染防止のためですので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

出席停止期間の基準等は、右の表を参考にしてください。

※登校許可証明書を書いていただくのに文書料がかかりますが、ご理解とご協力をよろしく願いいたします。

※杉並区では、伝染性紅斑（リンゴ病）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、ヘルパンギーナ、手足口病の5疾患については、一律出席停止の扱いとする疾患からは除外しています。

「登校許可証明書」「登校届」を本校のホームページからダウンロードできるようにしています。学校からお渡りできない場合には、そちらをご利用ください。

新型コロナウイルスへの出席停止期間等の対応変更については、まだ区から通知が届いていません。分かり次第、保護者の皆様にはお伝えいたします。

	感染症の種類	出席停止期間の基準等	提出書類
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで	医師による「登校許可証明書」
	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	保護者による「登校届」
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	医師による「登校許可証明書」
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで	
	水痘（水ぼうそう）	全ての発しんが痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで	
	その他の感染症	治癒するまで	

日本スポーツ振興センター〈災害共済給付制度〉の手続きについて

年度当初に【「災害共済給付制度」のお知らせ】を配布いたしました。杉並区では、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入し、万が一学校でけがをした場合に、医療費等の給付が受けられるようになっています。初診から治癒までの保険診療の医療費総額が500点（5,000円）以上であれば、医療費総額の4割が給付されます。④医療証を使用した場合は、1割のみの給付となります。ただし、手続きには病院・薬局で記入していただく書類が必要となります。関係書類は学校にありますので、申請を希望される方は、お申し出ください。詳細は、【「災害共済給付制度」のお知らせ】をご覧ください。